

始良市シティセールス動画制作業務委託 仕様書

1 委託名

始良市シティセールス動画制作業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から 令和7年12月26日（金）まで

3 委託場所

始良市内を基本とし、必要に応じて日本国内とする。

4 業務概要

シティセールス動画の企画・制作

5 業務内容

(1) シティセールス動画の企画・制作

ア 動画は、① 総合版、② 発信版、③ 宣伝版(縦型ショート)の3種類を制作すること。

イ 動画①～②のアスペクト比は16:9 解像度はフルHDとし、③はアスペクト比9:16 (1,080×1,920px) とする。

ウ 使用可能期間は定めない。

① シティセールス動画 「総合版」

【内容】

▼総合版は、視察者等の来訪者に対して、本市の魅力等を伝える「紹介動画」とする。

▼本市が基本理念として掲げる「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」の魅力をも十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。

【長さ】

6分程度

【留意点】

▼本市のプロフィールや特徴を活用し、「始良市ってこんなところ」を分かりやすく伝えられること。

▼単調な行政紹介動画にならないよう、視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込むこと。

▼聴覚障がい者及び外国人等に向け字幕有と字幕無を制作すること。

なお、字幕は日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語とし、それぞれを成果品とする。

- ▼視聴した全ての人が“スタイリッシュ”なイメージを共有できる洗練された動画とすること。
- ▼ドローン等を活用した見ごたえのある映像とすること。
- ▼必要に応じて、テロップ、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること。

② シティセールス動画 「発信版」

【内容】

- ▼発信版は、駅や商業施設等のデジタルサイネージやモニター等において、無意識の視聴であっても目を引くような「インパクト動画」とする。
- ▼本市が基本理念として掲げる「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。

【長さ】

3分程度

【留意点】

- ▼デジタルサイネージ等での活用を第一に考えているため、無音で視聴した全ての人が“スタイリッシュ”なイメージを共有できる洗練された動画とすること。
- ▼ドローン等を活用した見ごたえのある映像とすること。
- ▼必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること。

③ シティセールス動画 「宣伝版（縦型ショート）」

【内容】

- ▼宣伝版（縦型ショート）は、SNSの特性や視聴者行動を考慮し、誰が見ても分かりやすく、動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで視聴したくなるようユニークなアイデアを盛り込んだ「ショート動画」とする。
- ▼本市が基本理念として掲げる「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。

【長さ】

15秒～30秒程度

【留意点】

- ▼5(1)①、②で制作した動画とは異なる見せ方とすること。
特に冒頭を重視して制作に取り組むこと。
- ▼テロップには視認性の高いフォント・色・サイズを使用すること。
また、SNS媒体（YouTube、TikTok、Instagram、Facebook、X（旧Twitter））によっては再生中に動画概要や「いいねボタン」等が画面上に表示されるため、それらと重ならないように視聴者目線で配置すること。

6 成果品

| 成果品 | 数量等 |
|-------------------------|---|
| ① シティセールス動画 総合版 | <ul style="list-style-type: none">■DVD：まとめ版 5枚 (①・②・③をチャプター分けすること) ①・②・③分割版 各3枚■BD：上述DVDと同様とする。■データ：MP4形式、WMV形式 |
| ② シティセールス動画 発信版 | <ul style="list-style-type: none">▼①のみ字幕（外国語）の有無版とする。▼字幕・ナレーションを挿入する場合は、外国語字幕・ナレーションもそれぞれ対応とする。▼外国語の字幕、ナレーションについては、制作時及び納品時に必ずその言語を母国語とする者の確認をすること。 |
| ③ シティセールス動画 宣伝版（縦型ショート） | <ul style="list-style-type: none">■その他 制作過程で作成した資料一式 (企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ等) |

7 成果品の著作権の帰属

- (1) 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間にかかわらず、市に帰属する。
- (2) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、市の承認を得て使用することができる。

- (3) 本業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、市に帰属させること。受注者は、本業務に係る著作権を市に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。また、市民による申請があれば貸出しでき、市の許可があれば使用できるようにすること。
- (4) 本業務の完了後、市は受注者に事前に断りなく、また費用を負担することなく、成果品及び制作過程で作成した資料一式を市の業務等に活用することができる。
- (5) 成果品は、動画共有サービス等で公開する。これにあたり受注者は、取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾、過去の映像の使用、音楽や映像効果に係る著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう、できる限り書面で確認し、適切に処理すること。また、市がその処理結果が確認できる資料等を求めた場合には、速やかに書面にて提出すること。

8 その他遵守事項

(1) 打合せ

受注者は、業務担当責任者を1人選任し、契約締結後、速やかに市へ報告すること。また、契約締結後、直ちに業務の内容、日程等について市担当者とは協議すること。その後、市担当者とは十分に連携し、月1回以上、進捗状況等を共有するための打合せを行うものとする。なお、打合せの場所は、原則として始良市役所内とする。

(2) 本業務遂行のための手続

関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、本業務遂行に当たり必要となる一切の手続及び費用負担は、原則として受注者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(3) 試写

試写は、動画の種類ごとに適宜実施すること。なお、試写において、市が内容の修正を指示した場合は、受注者は速やかに修正に応じること。

(4) 瑕疵担保責任

契約終了後、1年以内に成果品に瑕疵等が発覚した場合は、市の指示に従い、受注者は速やかに無償で是正すること。

(5) その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定するものとする。